**おさんとどもだけのや、おさんとおさんがいないどもがりることができるおについてー**

のは、ない\*でおをりることができます。をりることができます。

\*がないこともあります。

＊は、おをりたとき、りたおのほかにうおのことです。

1. していないので、どもをてていて、どもがまだ２０になっていない
2. してどもをてたことがあるので、どものおさんがんでしまった
3. おさんとおさんがいなくて、まだ２０になっていない
4. おさんがいなくて、おさんがてているども
5. ２０か２０よりもので、 していないおさんにのためのおをしてもらっている
6. ４０か４０よりものので、していない

のとき、りることができます。

* をしたり、ひっこしをしたりするためのおがいるとき
* にったりをけたりするためのおがいるとき
* にくためのおがいるとき

おをりるときのまりは、、、でしいます。

のためのおをりることができるか、いくらまでりることができるか、いつまでにさなければならないか、がいくらか、などがいます。

もっとよくりたいは、まわりにいるやのか、のをするのにきいてください。

**お母(かあ)さんと子(こ)どもだけの家族(かぞく)や、お父(とう)さんとお母(かあ)さんがいない子(こ)どもが借(か)りることができるお金(かね)についてー母子寡婦福祉資金(ぼしかふふくししきん)**

下(した)の人(ひと)は、少(すく)ない利子(りし)\*でお金(かね)を借(か)りることができます。母子寡婦福祉資金(ぼしかふふくししきん)を借(か)りることができます。

利子(りし)\*がないこともあります。

＊利子（りし）は、お金（かね）を借（か）りたとき、借（か）りたお金（かね）のほかに払（はら）うお金（かね）のことです。

1. 今(いま) 結婚(けっこん)していない女(おんな)の人(ひと)で、子(こ)どもを育(そだ)てていて、子(こ)どもがまだ２０才（さい）になっていない人(ひと)
2. 結婚(けっこん)して子(こ)どもを育(そだ)てたことがある女(おんな)の人(ひと)で、子(こ)どものお父(とう)さんが死(し)んでしまった人(ひと)
3. お父(とう)さんとお母(かあ)さんがいなくて、まだ２０才（さい）になっていない人(ひと)
4. お父(とう)さんがいなくて、お母(かあ)さんが育(そだ)てている子(こ)ども
5. ２０才(さい)か２０才(さい)よりも年上(としうえ)の人(ひと)で、今(いま) 結婚(けっこん)していないお母(かあ)さんに生活(せいかつ)のためのお金(かね)を出(だ)してもらっている人(ひと)
6. ４０才(さい)か４０才(さい)よりも年上(としうえ)の女(おんな)の人(ひと)で、結婚(けっこん)していない人(ひと)

次(つぎ)のとき、借(か)りることができます。

* 家(いえ)を直(なお)したり、ひっこしをしたりするためのお金(かね)がいるとき
* 病院(びょういん)に行(い)ったり介護(かいご)を受(う)けたりするためのお金(かね)がいるとき
* 学校(がっこう)に行(い)くためのお金(かね)がいるとき

お金(かね)を借(か)りるときの決(き)まりは市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)で少(すこ)し違(ちが)います。

何(なん)のためのお金(かね)を借(か)りることができるか、いくらまで借(か)りることができるか、いつまでに返(かえ)さなければならないか、利子(りし)がいくらか、などが違(ちが)います。

もっとよく知(し)りたい人(ひと)は、まわりにいる市役所(しやくしょ)や町役場(まちやくば)の人(ひと)か、避難所(ひなんじょ)の世話(せわ)をする係(かかり)の人(ひと)にきいてください。